

令和8年9月4日

分任契約担当官
自衛隊旭川地方協力本部長
松坂 仁志
(公印省略)

自衛隊旭川地方協力本部におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入(履行)場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
1	第2回大型特殊自動車	現地	8.10.6～8.10.17	8.9.4	8.9.10 1300	8.9.10 1400		
2	普通自動車第1種（A T限定）	現地	8.10.21～8.12.3	8.9.4	8.9.10 1300	8.9.10 1400		
3	第6回大型特殊自動車 限定解除	現地	8.12.9～8.12.17	8.9.4	8.9.10 1300	8.9.10 1400		
		以下余白						

- 4 仕様書（内訳書）の交付場所、契約条項を示す場所、問合せ先及び提出先
〒070-0902
北海道旭川市春光町無番地
自衛隊旭川地方協力本部 総務課（担当：神田）
TEL・FAX：0166-51-6060

見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

品 名	規 格	単位	予定数量	単 価	金 額
第 2 回大型特殊自動車	仕様書のとおり	PS	8		
	以下余白				
合 計					
納入（履行） 場 所	現地	納 期 (履行期限)	8.10.6～8.10.17		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

自衛隊旭川地方協力本部長

松坂 仁志

住 所
会 社 名
代表者名

※見積依頼ではございません

自衛隊旭川地方協力本部長
松坂 仁志

[illegible]

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

部外技能訓練 (第2回大型特殊自動車)	仕 様 書 番 号	
	作 成	令和8年 9月 1日
	変 更	年 月 日
	作成部隊名	自衛隊旭川地方協力本部

1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊旭川地方協力本部が実施する部外技能訓練（第2回大型特殊自動車）について規定する。

2 実施要領

定年退職予定自衛官及び任期制退職予定自衛官を対象として、大型特殊自動車の免許を取得するために必要な技能講習を実施する。

(1) 講習期間

令和8年10月6日（火）から同年10月17日（土）

(2) 講習時間

午前8時30分から午後5時00分を基準とする。

(3) 講習実施場所

公安委員会指定自動車教習所（車両移動により60分以内で移動可能な場所とする。）

(4) 受講人員数

8名

(5) 受講資格

自動車運転免許を保有（自動2輪運転免許保有者を含む。）し、大型特殊自動車運転免許未保有の者

3 技能講習費用等

(1) 大型特殊自動車の免許を取得するために必要な講習費用及び諸経費等を含めた単価とする。

(2) 教習所が規定する施設維持費、入学金等は1時間単価に含むものとし、前記金額のほかに別途費用は発生しないものとする。

(3) 技能補習料金及び補習に係る検定料についても、前記金額のほかに別途費用は発生しないものとする。

(4) 事故等のため、受講人員が減ずる場合は前記金額より金額を減ずる。

4 移 動

講習開始時及び終了時、旭川駐屯地と教習所間の送迎を行うものとする。

5 提出書類

官側と契約を締結した相手方は、教習開始前に教習のカリキュラムを官側に提出すること。

6 本仕様書に定めがない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合には、協議の上、決定するものとする。

見 積 書

件名リスト一連番号	2
-----------	---

見積金額¥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

品 名	規 格	単位	予定数量	単 価	金 額
普通自動車第1種（AT限定）	仕様書のとおり	PS	1		
	以下余白				
合 計					
納入（履行） 場 所	現地	納 期 （履行期限）		8.10.21～8.12.3	

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

自衛隊旭川地方協力本部長

松坂 仁志

住 所

会 社 名

代表者名

※見積依頼ではございません

自衛隊旭川地方協力本部長
松坂 仁志

[illegible]

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

部外技能訓練 (普通自動車第1種(AT限定))	仕 様 書 番 号	
	作 成	令和8年 9月 1日
	変 更	年 月 日
	作成部隊名	自衛隊旭川地方協力本部

1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊旭川地方協力本部が実施する部外技能訓練（普通自動車第1種（AT限定））について規定する。

2 実施要領

任期制退職予定自衛官を対象として、普通自動車第1種（AT限定）の免許を取得するために必要な技能講習を実施する。

(1) 講習期間

令和8年10月21日（水）から同年12月3日（木）

(2) 講習時間

午前8時30分から午後5時00分を基準とする。

(3) 講習実施場所

公安委員会指定自動車教習所（車両移動により60分以内で移動可能な場所とする。）

(4) 受講人員数

1名

(5) 受講資格

車両操縦適性を有し、自動車運転免許未保有の者

3 技能講習費用等

(1) 普通自動車第1種（AT限定）の免許を取得するために必要な講習費用及び諸経費等を含めた単価とする。

(2) 教習所が規定する施設維持費、入学金等は1時間単価に含むものとし、前記金額のほかに別途費用は発生しないものとする。

(3) 技能補習料金及び補習に係る検定料についても、前記金額のほかに別途費用は発生しないものとする。

(4) 事故等のため、受講人員が減ずる場合は前記金額より金額を減ずる。

4 移 動

講習開始時及び終了時、旭川駐屯地と教習所間の送迎を行うものとする。

5 提出書類

官側と契約を締結した相手方は、教習開始前に教習のカリキュラムを官側に提出すること。

6 本仕様書に定めがない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合には、協議の上、決定するものとする。

見 積 書

件名リスト一連番号	3
-----------	---

見積金額¥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

品 名	規 格	単位	予定数量	単 価	金 額
第6回大型特殊自動車 限定解除	仕様書のとおり	PS	6		
	以下余白				
合 計					
納入（履行） 場 所	現地	納 期 (履行期限)		8.12.9～8.12.17	

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

自衛隊旭川地方協力本部長

松坂 仁志

住 所

会 社 名

代表者名

※見積依頼ではございません

自衛隊旭川地方協力本部長
松坂 仁志

[illegible]

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

部外技能訓練 (第6回大型特殊自動車限定解除)	仕 様 書 番 号	
	作 成	令和8年 9月 1日
	変 更	年 月 日
	作成部隊名	自衛隊旭川地方協力本部

1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊旭川地方協力本部が実施する部外技能訓練（第6回大型特殊自動車限定解除）について規定する。

2 実施要領

定年退職予定自衛官及び任期制退職予定自衛官を対象として、大型特殊自動車限定解除の免許を取得するために必要な技能講習を実施する。

(1) 講習期間

令和8年12月9日（水）から同年12月17日（木）

(2) 講習時間

午前8時30分から午後5時00分を基準とする。

(3) 講習実施場所

公安委員会指定自動車教習所（車両移動により60分以内で移動可能な場所とする。）

(4) 受講人員数

6名

(5) 受講資格

大型特殊自動車運転免許（カタピラ車限定）保有の者

3 技能講習費用等

(1) 大型特殊自動車限定解除の免許を取得するために必要な講習費用及び諸経費等を含めた単価とする。

(2) 教習所が規定する施設維持費、入学金等は1時間単価に含むものとし、前記金額のほかに別途費用は発生しないものとする。

(3) 技能補習料金及び補習に係る検定料についても、前記金額のほかに別途費用は発生しないものとする。

(4) 事故等のため、受講人員が減ずる場合は前記金額より金額を減ずる。

4 移 動

講習開始時及び終了時、旭川駐屯地と教習所間の送迎を行うものとする。

5 提出書類

官側と契約を締結した相手方は、教習開始前に教習のカリキュラムを官側に提出すること。

6 本仕様書に定めがない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合には、協議の上、決定するものとする。